

初診及び再診時にかかる「選定療養費」 に関する重要なお知らせ

2020年度診療報酬改定により、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携措置、また、外来医療の機能分化を推進する観点から、一定規模以上の病院を受診した際の定額負担を患者さんに求めることが義務化（保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条3）となりました。当該規則に基づき、当院では令和2年度4月1日から紹介状なしでの受診における定額負担について、以下の金額を初診時及び再診時にかかる選定療養費として、別途、患者さんにご負担していただきます。

内容	対象	金額
初診時選定療養費	他の保険医療機関等からの紹介状を持参せず、直接来院された場合	5,500円（税込）
再診時選定療養費	当院が他の医療機関に文書で紹介した後、紹介状を持たずに同診療科に受診された場合	2,750円（税込）

※医科、歯科いずれも同額となります

<選定療養費の対象外>

- ・紹介状を持参されている場合
- ・当院の他の診療科に通院中の場合
- ・救急外来を含む外来や救命救急センターを受診後、そのまま入院となった場合
- ・公費負担医療を受給されている場合
- ・無料低額診療事業の対象患者
- ・検診（健診）等の結果により精密検査が必要となり受診される場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故の場合 など